

# 土木の變と親征軍

川 越 泰 博

はしがき

- 一 史料抽出の基準と方法
  - 二 親征軍中の衛所・衛所官
  - 三 親征軍と班軍番上軍との關係
  - 四 親征軍組成の計畫性
  - 五 親征軍の組成と王振の意圖
- むすび

はしがき

正統十四年秋七月、也先の率いる瓦剌軍が四路に分かれて明に侵寇してきたとき、かれらは、この侵入が歴史上稀にみる大事件を誘發するとは夢想だにしなかつたにちがいない。瓦剌軍は、中國に深く攻め入るには十分な準備がなく、四路の侵寇軍はみな沿邊を一通り蹂躪すると一旦は引き上げたのであった。

ところが、大同の侵犯されたのを聞くと、英宗は七月十六日諸臣の諫止をふりきって親征し、八月二日大同に至った。周知のごとく、この瓦剌迎撃のための征討軍の組成は、宦官王振の立案によつたものであるが、しかし、實戰の経験のない英宗も王振も、前線のあまりに凄惨なありさまをみると、にわかにおじけづいてしまい、急遽北京に引き返すことにし

た。いつ背後を衝かれるかもしれない恐怖と疲勞に加えて、暑氣のさなかを、あえぎあえぎ土木堡まで来たところを、瓦刺の先鋒伯顔帖木兒に發見され、親征軍は、かれから急報をうけた也先の鐵騎に急襲包圍され、全軍覆滅の悲運に見舞われたのである。かくして、大明皇帝たる英宗は、屈辱にも瓦刺の捕虜となつてしまつたのであつた。かかる土木堡における明軍覆滅の知らせがもたらされると、北京の朝廷は大衝擊をうけ、朝野あげての大混亂に陥り、明軍精銳の土木堡での全滅によって、防備の手薄になつた國都北京を捨てて、南京へ遷都しようとする主張が閣臣の一部から起きたほどであつた。しかし、このような悲觀論を押えて北京を死守し、政治・軍事體制の立て直しに取り組んだのが于謙であつた。

以上に簡単に述べた事件を、「土木の變」といふのであるが、これは明代におけるモンゴルの侵入という點においては、アルタン・ハーンの時の庚戌の變と、中國歴史上皇帝が異民族の捕虜となつたという點においては、宋代における靖康の變と併稱されるべき大事件であつたので、これに關する研究としては、つとに和田清・萩原淳平・吳智和氏等の論考<sup>(1)</sup>があり、その諸側面については解明された部分が少なくないのである。しかし、それにもかかわらず、その一方では、未だ考察の緒のついていないところも數多く残つていたのである。たとえば、土木の變において一方の主役であつた英宗の親征軍は、一體どのようなものであつたのか、というような最も基礎的なことについてさえ、その實態になると、全く不明に屬するのである。これは、土木の變が、かような大事件であるにもかかわらず（あるいは明にとっては極めて不名譽な事件であつたために）、『明實錄』以下信賴すべき史籍には、關係史料が缺如しているためであり、そのような史料的制約が大きな隘路となつてゐるからであるといえよう。筆者は、さきに靖難の役と衛所官とのかかわりを考察する論考を三點ほど發表したが、<sup>(2)</sup>この靖難の役と同じように、土木の變に關する史料的制約を克服する一方法として、衛選簿にみえる衛所官を通して土木の變の諸側面にアプローチすることはできないかと考え、この間少しく検討を重ねて來た。以下は、そうした試みの一つとして、英宗の親征軍中に含まれた衛所・衛所官を通して、親征軍の基本的性格、とくに組成のあり方をめぐつて若干検討した、その結果報告である。

## 一 史料抽出の基準と方法

問題の日——すなわち正統十四年八月十五日に衛所官がいかなる立場に置かれていたか、その立場は一樣ではなかった。あるものは、前線にいて七月に始まった也先の對明侵寇ですでに落命した。あるものは、親征軍のひとりとして土木堡で陣亡したか、あるいは傷つきながらも生還した。あるものは、原衛にあって土木の變には全く關與しなかった。というふうに、衛所官の動向は多岐にわたるのであるが、この中で土木の變との直接的なかわりがあったのは、未還・生還を問わず、親征軍中の衛所官であるといわなければならない。それでは、かかる親征軍中の衛所官に關する情報を、われわれは衛選簿の中にどのような形で見いだすことができるのであろうか。いわゆる「明代京内外各衛所職官襲替補選情况的登記簿」<sup>③</sup>であり、洪武帝の、即位以前の群雄の一人であった時代から崇禎年間までの、衛所官家の動向をビビッドに記録した史料である衛選簿は、衛所官の本貫・就軍の經緯・來衛經路・襲職時期・その年齢・續柄・職の昇降などについて豊富なデータを提供するが、その中にみえる土木の變にかかわる衛所官の記事は、殆どが世襲に關連する形で出て来る。その最も一般的に見られる事例は、つぎのごとくである。

舊選簿の查有り、正統十四年十月、楊剛、雲川衛左所の征進して未だ回らざる百戸の楊昇の親弟に係る。兄に男楊得有り、年四歳の幼小なり。本人（楊剛—筆者補）借職し、長成するを待ち職事を還與す（『雲川衛選簿』楊鎮の條）。

わずかこれだけの記事であるが、この中には、雲川衛の楊家の世襲に關する情報がかなり詰め込まれていると言つてよいだろう。そこで、この記事を分解すると、①三輩楊昇から四輩楊剛への百戸の襲替が行われた時期は、正統十四年十月であること、②襲替の原因は楊昇が「征進未回」であるからであること、③新たに百戸の職をついだ楊剛は、前任者からいえば親弟であること、④實の子供がいながら、親弟がついだのは子供が當年四歳という幼児であったからであること、⑤したがって、楊得が成長して百戸をつける年齢になれば、その百戸は楊昇の子供に返すこと、などについての情報を得

ることが出来る。衛所官の世襲は、一般的には嫡長男・嫡長孫によって行われるのが第一義的であるが、しかし現實には諸々の理由によって、必ずしも長子・長孫によってのみ行われるとは限らず、嫡次男・姪・親弟などの續柄のもの世襲も多々あった。これは、しかし、あくまでも一時的臨時的な措置に他ならず、いづれその衛所官職を還與するということになっていた。この制度を「借職」というのである。右に一事例として掲げた楊昇から楊剛への世襲が、借職によるものであることは、その文中に「借職」という文言があることによつてはつきりしているが、借職による世襲を行なわざるをえなかつたのは、その時本來の跡継ぎであるべき舍人<sup>(5)</sup>、つまり楊昇の子供がわずか四歳という幼子であつたからである。このような豫定と異なる世襲問題がおきたのは、正統十四年八月十五日の、すなわち土木の變における戦死という緊急事態が生じたからであつた。衛選簿においては、「土木之變」という文言でもつて、それへのかかわりを直接的に示すケースは非常に少ないが、それにかわつて壓倒的に多いのが、右に示したように、「正統十四年十月、……征進未回」という文體である。かかる「正統十四年十月」という年次は世襲の行われた年月を、「征進未回」はその世襲せざるをえなかつた理由を示しているものであり、これらの文言は、正統十四年七月八月における英宗の親征軍に組み込まれて遠征したが、八月十五日の土木の變發生後、未だ歸還していないということを物語っているのであり、楊昇と土木の變とのかかわりが明瞭に看取されるのである。

衛所官と土木の變とのかかわりを示す表現は、この「正統十四年……征進未回」という形が一般的であるが、これと若干異なるものも皆無ではない。たとえば、『鎮虜衛選簿』陳璽の條には、

陳旺、……宣德六年、鎮虜衛後所に調せらる。正統十四年、迤北に征進して失陷す。

とあり、同じく原從憲の條の【餘白】に、

正統十四年十月、薛安、年五十歳、鎮虜衛の征傷せる指揮僉事に係る。嫡長男薛原有り、年二十九歳、職を替る。

とあるのも、同様に土木の變と衛所官とのかかわりを示している。前者は、陳旺が正統十四年に迤北つまり北方に征進し

て失陥、すなわち損ない滅んだといい、後者は、征傷した鎮虜衛指揮僉事薛安が正統十四年十月に子供の薛原に衛所官職を譲り交替したという。これらには、どちらも土木の變という直接的表現があるわけではないが、正統十四年という年次、征という文字があることから、陳旺・薛安のいずれも、瓦刺を迎撃すべく北京を發つて大同まで遠征し、そこから反轉し土木堡で悲運に見舞われた親征軍の一員であったことを示しているのである。以上をさらに駄目押しするとすれば、『瀋陽衛選簿』にみえるつぎの記事が参考になる。迤北についていえば、吳承勳の條に、

吳能襲ぐ。正統十四年、迤北に陣亡す。

とあり、一方四輩吳勝の項には、

景泰元年正月、吳勝、寬河衛中所の征進して未だ回らざる正千戶吳能の庶長男に係る。

とみえるので、「迤北陣亡」と「征進未回」とは、結果的には同じことを意味することにならう。また、征傷については、盛忠の條に、

盛貴、……正統十四年、土木に征傷す。

とあり、これが三輩盛瑛の項によると、

正統十四年、盛瑛、邳州の人、忠義左衛左所の征傷せる世襲正千戶盛貴の嫡長男に係る。

というように記されているので、正統十四年の紀年を有する記事中の征傷とは土木堡における戦傷を特定的にさすものといってもよいであらう。

以上に見てきたところから、土木の變と衛所官とのかかわりを示す記事を抽出する基準ないしその範圍は、自ら決まってくるであらう。まず、右に掲出した盛瑛の記事のごとく最も直接的表現たる「土木」という文字がある場合は、全く問題ない。次いで「征進未回」「征傷」「迤北失陥」などの文言を有する記事も、土木の變とかかわりのあるものと見なし、ても問題ないであらう。ただし、これらの土木という直接的表現のない文言が土木の變とかかわりあるとみなせるのは、

正統十四年という年次とセットで出てくる場合、もしくはこの年次は見えなくても、諸般の事情を勘案すれば、正統十四年の「征傷」等にかぎられる場合のみに限定されるのである。というのは、「征進云々」にしろ、「迤北云々」にしろ、これらは、たとえば永樂帝の蒙古遠征を示す場合にも使われるからである。その一例を示すと、『瀋陽衛選簿』謝宸の條に、

謝昇、謝政の嫡長男に係る。永樂二十年、迤北に征進して、故す。謝榮、宣德六年襲ぐ。

とあるのは、まさしく永樂帝がタタールの阿魯台を討伐すべく親征した、いわゆる永樂二十年の役を指している<sup>(6)</sup>。したがって、土木の變と衛所官のかかわりを抽出する場合は、正統十四年という紀年があるか否かが、重要な指標である。

それでは、この紀年が見えるならば、たとえば、同じく高萬倉の條に、

高敬、……宣德十年、敬、戸名を項き役に補さる。正統七年、小旗に併充さる。九年、大寧曉禿哈喇山に達賊を截り殺し、總旗に陞る。十四年、西直門に賊を殺し敗退せしむ。景泰元年試百戸に陞る。

とあるようなケースも、正統十四年八月十五日における土木の變に直接かかわるものというべきであろうか。この記事によれば、本年に西直門で功績があったという。年次からみれば、これが瓦刺の侵入に對してであることはうなずけるが、西直門とは、北京城の九門のひとつで西の門の中央に位置し、元の大都の時代には和義門と稱したところである。ここで、瓦刺を敗り撃退せしめたというのは、也先が明を威嚇するために、再び大同方面より侵入し、紫荆關・良鄉等を破って、十月十一日北京にせまり、これを包圍したが、効果のないのを見ると四日で引き上げた事件を指すものと思われる。したがって、「某某門云々」の類の記事は、土木の變後のことであり、直接的には八月十五日とのかかわりを示すものではないので、われわれが、土木の變にかかわりのある衛所官の記事を検出していく場合は、第一には「土木」という文字のあること、第二には正統十四年と「征進云々」・「迤北云々」という文言がセットで出て来る場合とかなり限定的な枠を嵌める必要があるであろう。

われわれは、このような限定された基準で、關係記事を検出していくことにするが、検出した記事の所在についての表示の方法は、通常のケースは、「『某某衛選簿』某某の條」と表記するが、衛選簿の欄外から拾い出したケースは、その丁数がないので、その目途として「『某某衛選簿』某某の條餘白」とし、その所在のもっとも近い人の條を掲げ、その欄外に當該記事の載っていることを示したいと思う。

## 二 親征軍中の衛所・衛所官

土木の變とのかかわりのある衛所・衛所官、換言すれば英宗の親征軍中の衛所官を抽出する場合、注意すべき點は、前節で述べたように、かなり限定した基準と範圍を設けなければ、全く無關係のものも入り込んでしまう可能性なしとはい

表 I

衛所名	事例番號
雲川衛左所	1・2・9・10・11
〃 右所	12・13
〃 中所	3・4・14・15・16
〃 前所	5・17
〃 後所	6・7
雲川衛	8
平涼衛右所	18
〃 後所	19
鎮虜衛中所	20・27
〃 後所	21・28・29・30
〃 右所	22・23・24・25・26
鎮虜衛	

ないことである。たとえば、單に「正統十四年……陣亡」というような事例がある場合、直ちにこれが土木堡における陣亡を指すものかどうか判定しがたいのである。なぜならば、これは、①同年七月に始まった也先の對明侵寇において、②當の土木堡において、③同年十月における也先の京師侵入において、とその三つのケースのうち、どれで陣亡したのかを、嚴密に吟味しなければ、全く關係ないケースも入り交じってしまう恐れ無しとはいえないからである。以上のような事情を勘案して、土木の變にかかわる衛所官を検出したが、該當する事例は、わずかに衛選簿から六十二例、『明代遼東檔案匯編』收録の「義勇右衛遵化寧山等衛千戶百戶世襲清冊」から一例の合計六十三件を見いだすに止まった。これらの事例が、全體からみれば極めて零細な件数にすぎず、まさに九牛の一毛にも及ばないものであることは、『英宗實錄』正統十四年八月壬戌の



當該者が總旗であるから當然その所屬の千戸所名が明記してあつてしかるべきであるが、それが無いということは、この部分だけは記載漏れということであろう。換言すれば、この一件以外はすべて千戸所を含めてその所屬が判明することになる。衛選簿を分析していくと、親征軍を組成した衛所に關して、いくばくかの知見をうることができる。勿論、これらは、衛選簿による限りではという限定條件付きであるが、しかし限定つきであっても、親征軍を考察する一つの素材にはなりうるであろう。

### ① 千戸所について

衛の中には、大衛とも稱すべき七千戸所や八千戸所から成るものもあるが、原則的には左右中前後の五千戸所から構成されていることになっていた。さて、右に列擧した衛所名から、英宗の親征軍を組成した各衛の構成をみるに、左右中前後の五千戸所いずれもから抽出されたのが、雲川衛と瀋陽左衛で、その他は、たとえば平涼衛のごとく右千戸所・後千戸所の二所のもの、あるいは河州衛のように前千戸所のみものとばらばらである。親征軍を組成するにあつて、各衛から抽出された千戸所は、このように五千戸所全部出す衛とそうでない衛の區別があつたのであろうか。表Iにおいて、多くの千戸所名が上がっている衛と少しの千戸所名しか上がっていない衛との根本的な相違は、前者は當該衛選簿から直接その事例を拾ひだし、後者は他の衛選簿にたまたま見えたのを拾つたことに起因するもので、そのことが記事の精粗・件數の多寡に直接關係しているのではないかと思われる。したがつて、親征軍中の衛所を考ふるうえで、雲川衛や瀋陽左衛のように衛選簿が残っていて、その動向がやや詳しく窺われる事例を基礎とすべきで、偶然他衛の選簿から土木の變にかかわる記事を見いだした河州衛などの事例を基礎とすべきではない。このような觀點に立てば、正統十四年における英宗の親征軍においては、各衛それぞれ所屬千戸所のすべてから一定の軍兵とその統率者を出したものと考ふるのが妥當であらう。換言すれば、たとえば左千戸所は參加したが、右千戸所は參加していないというような、あるいは各衛を通して

左千戸所のみというような偏在はなかったものと思われるのである。

## ② 衛の種類について

前項で述べたように、衛は、五千戸所から構成されるのが基本形であったが、かかる衛の種類としては、三種に區別することができる。すなわち、京師におかれた親軍衛と京衛、それに地方に設置された外衛の三種である。親軍衛は、兵部に領せられ、専ら侍衛・宮城守衛・皇陵護衛・皇城巡察の任に當つた。京衛は、五軍都督府(五府)に隸屬し、永樂朝以後は班軍番上する外衛とともに常設的營を組織するに至つた。<sup>(7)</sup> 外衛は、行政を掌る布政司、司法を掌る按察司とともに、軍事を掌る機關として地方に置かれた都指揮司(都司)に統べられ、都司は五府に隸屬した。都司の下にある衛、すなわち外衛の數は、親軍衛・京衛に比べてすこぶる多く、その機能も、(i)守城・屯田、(ii)守城・屯田・遭運、(iii)守城・屯田・班軍、(iv)守城・屯田・遭運・班軍、の四類型に集約された。<sup>(8)</sup> こうした外衛の中で班軍を有した衛所が、京師へ班軍番上軍を出して京衛とともに京營を組成したのであった。衛の種類について、以上簡単に述べたが、正統十四年における英宗の親征軍組成にあたって、その基礎となつたのは、永樂帝の創設にかかると、このような京營、具體的に言えば、五軍營・三千營・神機營からなるいわゆる三大營であった。といふのは、この京營は、永樂帝によって創設されて以後洪熙・宣徳・正統の三朝約二十五年の間、明朝の軍事力の中核的存在として重きをなしてきたのであつたが、<sup>(9)</sup> 土木の變によつて大打撃を蒙り、そのため、景帝の即位後、兵部尙書に昇格した于謙の手によつて、京營再建がなされ、従来の三大營の營兵中より精兵十萬を選んで、十團營が組織されたからである。土木の變で大打撃をうけた、かかる京營(三大營)は、右に少しくふれたごとく、京衛と外衛の班軍番上軍の二者によつて組織せられたのであるが、<sup>(10)</sup> それでは、表Ⅰにあらわれた衛名は、それぞれ京衛・外衛の二種類に分けることができるであろうか。

いま表Ⅰを参照すると、京衛・外衛のみならず、親軍衛も見いださるのである。すなわち、彭城衛と燕山衛の二衛は

親軍衛であり、驍騎右衛は左軍都督府所屬の、忠義左衛・大寧前衛・寬河衛・義勇後衛・義勇右衛は、後軍都督府に所屬する京衛であり、その他は外衛ということになる。親軍衛に入れるべき彭城衛と燕山衛は、永樂以前すなわち洪武・建文二朝にあつては、北平都司に所屬する外衛であつたが、靖難の役における燕王の軍事力の主體をなした衛のひとつであつたので、かかる戦役に勝利して登極した永樂帝によつて親軍衛に改編された。このとき親軍衛に改編された衛は、北平三護衛を中心として少なくないが、これらが靖難の役以後における衛所制度の再編成の要をなしたのであつた。<sup>(11)</sup>このような親軍衛も、表Ⅰに含まれているということを踏まえて言えば、英宗の親征軍は、〃京營〃に親軍衛を加えて編成されたということになる。そのように京營を組成する京衛と外衛に親軍衛が加えられたのは、それはまさに、この出兵が「親征」であつたからであり、親軍衛にとっては、待衛という任務を有する以上、皇帝に扈從するのは當然のことであつたといえよう。

### 三 親征軍と班軍番上軍との關係

右に見たごとく、英宗の親征軍は、京衛と外衛と親軍衛の三者によつて構成されていたことが知られたが、その中でやはり中心をなしたのは、本來京營を組成する京衛と外衛であつたであろう。この兩者のうちでも數量的に多數を占めたのは、もともと全國的規模での設置數において（洪武二十六年の調査で内外衛三百二十九、嘉靖十八年以降内外衛四百九十三）、歴倒的多數を占めるところの外衛であつたことは喋々するまでもないことである。勿論、正統十四年における英宗の親征軍編成において、その中に組成された外衛は、全外衛のなかの一部分に止まる。全國に設置・散在する外衛がすべて取り込まれた譯ではなく、原則的には京營を組織するために班軍番上軍を出す衛所がその基本をなしたのである。それでは、いかなる地域の、いかなる衛所が班軍番上軍を調撥せられ、それらの衛所名と表Ⅰにみえる外衛とは、どのような關係にあつたであろうか。いかなる地域の衛所が班軍番上軍を出したかについて、概括的にふれた記事としては、たとえば、丘濬

(永樂十六年—弘治八年)の『丘文莊公集』(『皇明經世文編』卷七十二所收)の《京輔之屯》に、

近年以來、兩直隸・河南・山東等の軍を發調し、赴京上班し操備し、半年ごとに一たび替らしむ。

とあり、また霍韜(成化三年—嘉靖十九年)の『渭厓文集』卷三、《謹天戒疏》に、

永樂年間、南直隸・山東・河南・陝西の衛官軍を選び、京・邊に備え操練せしむ。

とあつて、班軍番上軍は、南北直隸・河南・山東・陝西などの衛所から調撥されたことが知られるのである。いま概括的に調撥地域をさぐつた班軍番上軍は、上掲『丘文莊公集』に「赴京上班し操備し」とあり、また『宣宗實錄』宣德元年六月甲子の條に、

高山等四衛の京に在りて操備せる神銃手官軍二千二百九十三人に命じて、分けて兩番となす。

とみえるように、京營の形成・操練に参加するために番上するものであつたから、これを略稱して、京操軍とも呼稱した。かかる京操軍は毎年春・秋兩班に分かれて京師に番上したが、そのことを上班といひ、任務終了後の回衛を下班といつた。以上を要するに、班軍番上<sup>12)</sup>京操といふものは、南北直隸・山東・河南・陝西などの在外衛所軍が、京衛とともに京營を組成するために、春秋二班に分かれて、京師に番上する行爲であつたといえるが、それでは、それらの地域の諸衛所の中からの程度班軍番上軍は調撥せられたのであろうか。筆者は、さきに明代軍事体制の基礎的な運用形態において重要な意味を有する班軍制の問題を考察し、若干の論考を發表したが、<sup>13)</sup>その際、班軍番上軍の分布状態は、その存在形態を知る上での重要かつ基礎的な問題となるものであるから、少しく考察したことがある。<sup>13)</sup>いま、その考察結果とその後の調査結果に依據して、班軍番上軍の分布状態を呈示すると、表IIのごとくになる。

表II作成の基礎史料としては、地志を中心に關係史料によつたが、疎漏のため檢出しえなかつたものも多々あるにちがいないが、ともかくこれまで拾ひ出したデータをもとに、班軍番上軍の配置に關する地域分布と密度について、一應つぎのように言えるであらう。すなわち、京營を組成するために番上する京操軍の存在した地域は、北直隸・山東・河南・山

表II 京操軍を有する衛所の全地域分布表

地域名	衛			千戸所		
	番上調撥衛數	衛總數	%	調撥所數	所總數	%
北直隸	五四	六三	八六	三	一三	二三
山東	一八	二一	八六	二	一四	八六
河南	一〇	一五	六六	四	八	五〇
山西	九又は一〇	二八	三二又は三五	三	一四	二一
陝西	五	四三	一二	二	一四	九
南直隸	二六	三三	七八	九	一四	六四

西・陝西・南直隸の六地域に限られ、この外の四川・江西・湖廣・浙江・廣東・廣西・雲南・貴州・遼東の諸地域には、一切存在しなかった、——つまり、京操軍は、國都北京を有した北直隸とそれに近鄰接した地域にのみ分布したと。また、京操軍の調撥せられた六地域における地域的密度は、衛ならびに守禦千戸所とも北直隸・山東・南直隸に高く、<sup>(14)</sup>河南がこれにつづき、山西・陝西は低い、と言わなければならないであろう。以上に指摘した京操軍の調撥地域を、ちなみに五軍の都督府ごとにとみると、北直隸の衛所は後軍都督府、山東は左軍都督府、河南は中軍都督府、山西は後軍都督府、陝西は右軍都督府、南直隸は中軍都督府の管轄になり、京操軍（班軍番上軍）の調撥せられたのは、前軍都督府を除く左右中後の四軍都督府であったということもできるであろう。

以上に述べて来たことを念頭において、以下煩を厭わず、六地域に設置された外衛名を並べ、そのなかで班軍番上軍の調撥を確認できる衛には◎を、表Iにみえるものは※を、附していくと、つぎのようになる。<sup>(15)</sup>

【北直隸】◎通州衛 ◎通州左衛 ◎通州右衛 ◎神武中衛 ◎定邊衛 ◎武清衛 ◎密雲中衛 ◎密雲後衛 涿鹿衛 涿鹿左衛 涿鹿中衛 薊州衛 鎮朔衛 ◎遵化衛 ◎興州左屯衛 ◎興州前屯衛 ◎興

州後屯衛 ○東勝右衛 ○興州中屯衛 ○忠義中衛 ○營州前屯衛 ○營州後屯衛 ○營州右屯衛 ○營  
 州左屯衛 ○營州中屯衛 ○保定左衛 ○保定右衛 ○保定中衛 ○保定前衛 ○※保定後衛 ○茂山衛  
 ○河間衛 ○瀋陽中屯衛 ○大同中屯衛 ○天津衛 ○天津左衛 ○天津右衛 ○定州衛 ○眞定衛  
 ○神武右衛 忠義右衛 ※永平衛 盧龍衛 開平中屯衛 興州右屯衛 撫寧衛 山海衛 東勝左衛  
 ○延慶衛 延慶左衛 永寧衛 保安衛 ○宣府左衛 ○宣府右衛 ○宣府前衛 ○萬全左衛 ○萬全右  
 衛 ○懷安衛 ○保安右衛 ○懷來衛 ○延慶右衛 ○開平衛 ○龍門衛  
 【山東】○濟南衛 ○德州衛 ○德州左衛 任城衛 ○濟寧衛 兗州護衛 ○沂州衛 ○平山衛 東昌  
 衛 ○臨清衛 ○青州左衛 ○登州衛 ○大嵩衛 ○寧海衛 ○※靖海衛 ○安東衛 ○成山衛  
 ○威海衛 ○萊州衛 ○靈山衛 ○鼇山衛  
 【河南】 河南中護衛 河南左護衛 ○宣武衛 ○陳州衛 ○歸德衛 ○睢陽衛 ○彰德衛 ○河南衛  
 洛陽中護衛 ○弘農衛 南陽中護衛 ○南陽衛 ○信陽衛 汝州衛 ○懷慶衛  
 【山西】 太原中護衛 太原左護衛 太原右護衛 太原左衛 太原右衛 太原前衛 振武衛 ○鎮西衛  
 ※平陽衛 大同前衛 大同後衛 平虜衛 大同左衛 ※雲川衛 大同右衛 玉林衛 陽和衛 ○高山  
 衛 ※鎮虜衛 天城衛 威遠衛 朔州衛 安東中屯衛 蔚州衛 ○潞安衛 瀋陽中護衛 汾州衛  
 ○寧山衛  
 【陝西】 西安左衛 西安前衛 西安後衛 西安右護衛 ○潼關衛 漢中衛 寧羌衛 固原衛 ※平涼衛  
 安東中護衛 ○鞏昌衛 秦州衛 ○臨洮衛 蘭州衛 甘州中護衛 慶陽衛 延安衛 綏德衛 榆林衛  
 寧夏衛 寧夏前衛 寧夏左屯衛 寧夏右屯衛 寧夏後衛 寧夏中屯衛 寧夏中護衛 寧夏中衛 洮州衛  
 ○岷州衛 ※河州衛 靖虜衛 甘州左衛 甘州右衛 ※甘州中衛 甘州前衛 甘州後衛 肅州衛 山

丹衛 永昌衛 涼州衛 鎮番衛 莊浪衛 西寧衛

【南直隸】◎留守中衛 ◎留守左衛 鳳陽衛 ◎鳳陽中衛 ◎鳳陽右衛 ◎懷遠衛 ◎長淮衛 皇陵衛

◎壽州衛 ◎泗州衛 ◎宿州衛 ◎武平衛 ◎潁川衛 蘇州衛 太倉衛 鎮海衛 金山衛 ◎鎮江

衛 ◎揚州衛 ◎儀真衛 ◎高郵衛 ◎淮安衛 ◎大河衛 ◎邳州衛 ◎廬州衛 ◎六安衛 ◎安慶

衛 ◎建陽衛 ◎宣州衛 ◎新安衛 ◎滁州衛 ◎徐州衛 徐州左衛

以上、煩を厭わず、班軍番上軍にかかわる六地域の衛名を列挙して、その衛名と正統十四年における親征軍中に含まれた衛名とを比較してきた。その結果、班軍番上軍と親征軍中衛所とに關して、各衛をおよそつぎのように分類することができるであろう。

(i) 班軍番上軍を出し、親征軍中にも含まれている衛である。

(ii) 班軍番上軍は出しているが、親征軍中に含まれていたかどうか、はっきりしない衛である。

(iii) 班軍番上軍は出していないが、親征軍中には含まれている衛である。

(iv) 班軍番上軍・親征軍とも関係ない衛である。

班軍番上軍を出す地域の衛について、(i) ～ (iv) のように分類したが、その中で、(i) に該当する衛としては、保定後衛(北直隸)・靖海衛(山東)・壽州衛(南直隸)の三衛がある。班軍番上軍・親征軍兩方に關するその史料裏附けからみても、これらを(i)に分類することは何ら問題ないであろう。つぎに(ii)に該当するものは、◎を附した衛であり、數量的には右の中で最大を占めるが、しかし現時點では、これは極めて信頼性が低いと言わなければならないであろう。親征軍中に含まれていたかどうか、を考える場合、含まれていなかった、ということとを斷ずるには、本稿末の資料表作成のもとになったデータは、極めて零細すぎるのであり、そのため守禦千戸所については一件も見いだすことができないのである。守禦千戸所における京操軍の調撥數は、表IIによれば、三十三所にものぼるにもかかわらずである。この

點からみても、表Ⅰにみえる親征軍中の衛名は、そのごく一部にすぎないことが推察されよう。したがって、(ii)は班軍番上軍は出しているが、(a)親征軍中に含まれていたもの、(b)含まれていなかったもの、との兩方を含んでいる可能性を想定しなければならない。それでは、(iii)はどうであろうか。これに該当するのは、永平衛(北直隸)・雲川衛(山西)・鎮虜衛(山西)・平陽衛(山西)・平涼衛(陝西)・河州衛(陝西)・甘州中衛(陝西)の諸衛である。これらの諸衛が、親征軍中に含まれていたことは、永平衛一件・雲川衛十七件・鎮虜衛十一件・平陽衛二件・平涼衛二件・河州衛一件・甘州中衛一件という事例の多さからみても否定しようがないであろう。これらの諸衛は一樣に、衛所の機能のひとつとしての京操すなわち班軍番上の任務は、本來持たなかったことになる。その根拠は、筆者の班軍番上軍研究の考察結果<sup>(16)</sup>に基づくが、ここにおいて、筆者は自分自身の考察に遺漏はないかどうか、を再吟味しなければならないであろう。可能性としては、①考察に脱漏があり、班軍番上軍を出す衛であった、②脱漏はなく、班軍番上軍とは關係の無い衛であった、の二通り考えられるのである。前者にあたる衛が出て来れば、(i)に組み込まなければならないし、後者に該当する衛であるならば、正統十四年における英宗の親征軍中には、班軍番上して京衛とともに京營を組成した以外の衛所も含まれていたという小さな発見をすることになる。したがって、(iii)に關して、①・②のうちのどちらをとるかは、親征軍の性格とも絡んで、決してささいな問題ではないのである。上記の永平衛以下七衛の班軍番上とのかかわりについて、どのように考えるかは、結局筆者の考察結果に遺漏があったかどうかという點と關係して来るが、おそらく大半は本來班軍番上とはかかわりのない衛ではなかったのでなからうか。これは、自説に拘泥するわけではなく、上記七衛の中でとりわけ事例件数の多い雲川衛・鎮虜衛・平涼衛の三衛は、衛選簿があつて衛所官の動向をビビッドに記録しているが、實は班軍番上・京操に關する記事・用語は、片言隻語といえども見いだされないのである。見いだされないから、それが即なかつたとは斷言できないかもしれないが、しかし、三つの衛選簿とも等しく全然當該記事・用語が見いだされないのは、單なる偶然性では説明がつかないのである。やはり、このことは、これらの衛に本來の機能として班軍がなかつ

たその結果の反映と見なすべきではないだろうか。最後に、(iv)について見てみよう。これに該当するものは、すこぶる多く、◎印も※印もない無印の衛名がそれにあたるが、班軍番上軍・親征軍兩方ともに關係が無かつたとして、とりあえず一括したが、實際問題としてもそのように見なすことができるかという点、とくに親征軍との關係は軽々には斷ずることはできないであろう。それは、さきにも述べたように資料表作成のものになった史料が、極めて零細すぎるからである。したがって、分類(i)～(iv)に該当する衛の外にも、(i)～(iii)のいずれかに組み込むべき事例が出て来る可能性無しとはしない。とりわけ、班軍番上軍は出していないが、親征軍には含まれている、という(iii)への組み替えの可能性は大きいと言わなければならないであろう。

以上、表Ⅰの親征軍に含まれた衛所が、本來衛所の機能のひとつとしての班軍番上を有していたかどうかを中心、その對應關係をみてきたところ、親征軍を組成した衛所には、班軍番上軍の元來調撥された衛は、勿論のこと含まれていたが、このほか本來ならば班軍番上軍の調撥されない衛も含まれていたことが知られた。『瀋陽衛選簿』より抽出される瀋陽左衛・右衛、英宗の親征軍への参加も、そのような線上で理解すべきであろう。従來衛選簿を扱った研究者は、いずれも『瀋陽衛選簿』の瀋陽左衛・右衛が遼東におかれた衛であることを前提に立論し、また楊暘・袁閭琨・傅朗雲著『明代奴兒干都司及其衛所研究』（中州書畫社、一九八二年）において、『明實錄』の記載に據るに、遼東都司屬下に還た瀋陽左・右二衛、瀋陽中屯衛を設有す。」(二五頁)と述べているが、このように理解するならば、英宗の親征軍中には、遼東所在の衛所も含まれていたということになる。とすれば、北直隸・山西・陝西・遼東の、本來班軍番上軍をもたない衛所の一部が、英宗の親征軍に含まれていたことは動かしがたい事實であろう。

さて、以上に述べて来たように、英宗の親征軍は、本來班軍番上軍の調撥されない外衛をも組み入れて組織されたのであるが、『英宗實錄』正統十四年秋七月己丑の條によると、

是の日、虜寇するに分道し、期を刻して入寇す。也先は大同に寇し、猫兒莊に至る。右參將吳浩、迎戰して敗死す。

脱脫下花王は遼東に寇す。阿刺知院は宣府に寇し、赤城を圍む。又別に人を遣わし甘州に寇せしむ。諸守將城に憑り拒守す。報至るや、遂に親征を議す。

とあり、瓦刺の對明侵寇の行われた七月十一日その日に親征が議されているのである。この英宗の親征について、一般的にはこれを立案したとされる王振が、この機會に功名を立てようとしたとか、郷里の蔚州にある邸宅に英宗を迎えることになつたなどと理解されているが、その是非はしばらくおくとして、ともかく親征計畫自体はかなり衝動的であつて、少なくとも、正統十四年七月における瓦刺の對明侵寇以前から周到に準備していたもの、というような理解は、殆どないといつてもよいのではなからうか。このことについて、同じく正統十四年七月甲午の條に、

車駕、京師を發し親征す。是の擧たるや、司禮監太監王振、實は内に勸め成る。故に群臣、合章して諫止すと雖も、上皆な納れず。命下りて二日を蹶れば即ち行く。扈從せる文武吏士皆な倉猝に道に就くと云う。

とあるによれば、たしかに倉卒であつたことであろう。七月十一日に瓦刺の對明侵寇があつて、也先は大同に、脱脫不花王は遼東に、阿刺知院は宣府に寇し、同日には親征が議され、七月十六日諸臣の諫止をふりきつて、親征軍は進發した<sup>(17)</sup>。という時間的経過をみても、到底計畫的であつたとは思われないほど慌ただしい。

しかしながら、視點をかえて考えて見るに、それならば、慌ただしく組成されたと思われる親征軍に、なにゆえに班軍番上軍を元來出さない衛所が含まれているのか、という疑問に逢着する。果たして、英宗の親征は、極めて衝動的で無計畫的であつたのであろうか。そのように斷定することに問題はないのであろうか、というような素朴な疑問が生じて來るのである。

#### 四 親征軍組成の計畫性

らなるいわゆる三大營であったが、この京營は京衛と外衛の班軍番上軍によって組織せられた。したがって、保定後衛（北直隸）・靖海衛（山東）・壽州衛（南直隸）のごとき本来班軍番上軍を出している衛の名が、親征軍中にみえるのは、蓋し當然のことであった。これらの衛は、秋班として上班していた番上軍であつたであらう。番上軍すなわち京操軍は、春秋二班に分かれて京師に番上することになっていたが、前者は一月・二月・三月の三か月、後者は七月・八月・九月の三か月がその期間にあたるから、正統十四年土木堡で潰滅を被つた親征軍の基礎をなした京營の番上軍は、秋班として上班していたものといえるのである。このような親征軍中に當然その名の見えるべき衛に對して、なぜ親征軍に名が見えるのであろうか、と思わざるをえないのが、さきに (iii) に該營するものとしてとりあげた永平衛（北直隸）・雲川衛（山西）・鎮虜衛（山西）・平陽衛（山西）・平涼衛（陝西）・河州衛（陝西）・甘州中衛（陝西）と瀋陽左衛・右衛のごとく、班軍番上軍を出していない諸衛である。瓦刺の對明侵寇に對して、ただちに反應を示し、親征軍を進發せしめた英宗であるが、その間わずか六日間しか時間的餘裕がない。それにもかかわらず、親征軍中に元來衛所の機能としての班軍番上を有せず、在京していることの必然性のない衛が含まれていたとすれば、親征の衝動性に疑いを挟まざるをえないであらう。そのみならず、親征軍の進發は、むしろ計畫的であつたのではないかという疑念すら沸いて來るのである。

正統十四年以前における瓦刺の動向をみると、也先が最初に明邊に侵入の氣勢を示したのは、實は正統九年秋のことであつた。和田清氏の研究によると、これは、明の討伐を恨んだ兀良哈三衛のひとつ、泰寧の都督拙赤が、也先の野心を利用して、これを嚮導して、明に討ち入り、もつて報復を遂げんと圖つたのであるが、しかし三衛は間もなく女直との紛争を惹起したので南伺のいとまなく、にわかにも明と和したので、嚮導を失つた瓦刺もまたこの計畫を放棄せざるをえなかつたといふ<sup>(18)</sup>。ついで、明が最も警戒を要したのは、その三年後の正統十二年春、瓦刺が既に兀良哈經略を終えて、ただちに明邊を窺伺した時である。これには、『明史』卷十、英宗本紀、正統十二年秋七月甲辰の條に、「各邊に敕して練軍し瓦刺に備えしむ。」とあるごとく、明側でも嚴戒態勢を敷き警戒したのであつた。しかし、この証明計畫は、東蒙古の勢

力を代表する脱脫不花王の反對によつて潰えたが、也先はそのとき、

王爲さざれば、我將に自ら爲さんとす。縦え其の大城池を得ざるも、其の田をして耕やすを得ざらしめ、民をして息めざらしむ。剽掠する所多ければ、亦以つて遅しくするに足る。<sup>(19)</sup>

と豪語したのであった。このように、也先の對明侵寇の企ては、前には兀良哈三衛の脱離によつて、今回は脱脫不花王の反對によつて二度とも頓挫させられたが、これ以後、明は北邊の防衛をゆるがせにできなくなつて來たのであった。正統十三年になると、明・瓦刺關係を一層緊張せしめる事件が勃發した。いわゆる朝貢使僞數事件である。この事件については、『英宗實錄』正統十三年十二月庚申の條、ならびに同十四年秋七月己卯朔の條に詳しいが、簡単にいえば、はじめ數百人に足らなかつた瓦刺の貢使の數も、正統十三年になると、三千人になつたといひ、一方貢使の數の増加に伴つて、貢使の實數を僞つて、多くの回賜品を貰おうと計り、それが十三年明朝禮部の嚴重な查點によつて千七十四人も水増ししていることがばれてしまひ、そのため、明朝では實數を驗し、虚冒の分だけは回賜しなかつたので、瓦刺は怒つて侵寇しようとしたのであった。このように、明と瓦刺の關係は悪化の一途をたどり、何が起きてもおかしくない、まさに一觸即發の狀況に至つていたのである。そして、正統十四年七月、問題の、瓦刺の對明侵寇が起きたのであった。

このような緊張の續く明・瓦刺關係の狀況下にあつて、明で權力を掌握していたのが、周知のように、司禮監太監の王振であつた。『明史』卷三百四、王振傳によると、王振が宦官として出世の糸口をつかんだのは、東官時代の英宗に侍したことにあつた。英宗が、父宣宗の死によつて九歳で即位すると、王振は金英などの有力宦官を押し退けて司禮監太監となつたのである。英宗即位直後の數年間は、孫太后が健在であり、楊士奇・楊榮・楊溥のいわゆる三楊がよく輔弼の任を全うしたから、王振が專横をふるうまでには至らなかつたが、正統七年に太后が崩じたあと、榮が卒し、士奇が子穰の罪で、溥が老病で、共に退職すると、王振の跋扈が目立ち始めた。英宗自らが王振のことを「先生」と呼び、公侯勳戚は「翁父」と稱し、朝野臣僚は争つて王振とのつながりを求めたのであつた。

一般的には、このような王振の甘言にのって、英宗は、モンゴル親征の兵を進めて大失敗した、というふうに言われているが、<sup>(20)</sup>それでは、王振の目論見は、一體奈邊にあつたのであろうか。この點について、明代蒙古の歴史について數多くの論考をもつておられる萩原淳平氏は、「エセンはこの好機に絶對優勢の軍事力を持ちながら、敢て中國に深入りしようとはしなかつた。言うまでもなく、この戦果は、權臣の宦官王振が多くの反對をおし切つて英宗に親征をせまつたからで、それも彼の出身地が蔚州で、その屋敷に英宗を迎え、故郷に權勢を誇示しようとはかつたことなどもあつて無謀な行動によるものであつた。エセンにとつては、まさに豫期せぬ結果をもたらしたと思われ<sup>(21)</sup>。」と述べ、また「正統の末に權力を振つたのは有力な宦官の王振である。一例をあげれば正統十四年オイラートのエセンが侵入してきた時、親征をめぐつて可否が論ぜられたが無謀にも親征にまで持ち込んだのが王振であつた。ところが王振の出身地は山西大同府の蔚州である。實錄によれば實は王振が親征を主張した目的は君主を奉じて北上し故郷の蔚州にある彼の邸宅に英宗を迎えることにあつたようである。錦を飾つて故郷に歸るのに、これ程宣傳效果の大きい方法はない。宦官王振のやりそうなことである。幸か不幸か事態が思わしくなく、この策が成功しないうちに王振は戦死してしまつた。」と主張し、王振が親征を畫策したのは、蔚州の邸宅に英宗を迎えて故郷に錦を飾るためで、しかも無謀な行動であつたとされている。これに對して、正統十四年七月における瓦刺の對明侵寇に際し、王振が功を立てようとしたとする意見も少なくない。<sup>(23)</sup>

英宗の親征を畫策した王振の意圖をめぐる從來の見解をまとめると、以上のような二説に分かれるが、この二つの説にはいずれも缺點がある。前者の見解では、なぜこの時期に英宗を自分の邸宅に迎えようとしたのか、この時期の必然性が曖昧である。時の權力者であり、英宗に寵用された王振ならば、よりによつて、この瓦刺の對明侵寇という最もリスクの大きい時期に行わなくても、いつでもそれは勧めることはできたのではなからうか。リスクが大きいのに、この時期を選んだ理由がみえてこないのである。一方、後者の見解では、王振が瓦刺の對明侵寇に遭遇して功績を立てようとしたというものであるが、權力者の王振がさらに何の爲に功をあげようとしたのか、その理由がまったく缺失しているのである。

上記の、英宗親征畫策についての王振の意圖は、確かに、英宗を自邸に奉じようとした、功を立てようとした、というような側面もあったかもしれないが、しかし、問題は、前者においては、この時期を選んだことの必然性を、後者においては、功を立てようとしたことの理由を、説明することにあるのではなからうか。

## 五 親征軍の組成と王振の意圖

王振が、英宗の親征を強引に推し進めたその理由を解くキーワードは、名譽ではないかと、筆者は推考する。權力をほしいままにし、望み得るものはたいてい手にすることのできる王振にとって、最後に残された欲しいものは、名譽ではないかと思うのである。それも歴史に名を留めるような偉大なる名譽である。果たして、そうだとすれば、王振は、どのようにして、それを得ようとしたのであろうか。青史に名を留めた名譽ある宦官、と問われて、すぐに指を屈することができるのは、當代にあっては鄭和であり、亦失哈である。權力を振るった宦官は、中國の歴史上、夥しくいるが、しかし、それらの後世における評判は、殆どといってよいくらいよくない。そうしたなかで、鄭和や亦失哈のごとく、歴史に名譽を留めている宦官は、武において嚇々たる成果をあげたものである。内書堂の出身であり、宦官としては珍しく學問があったとされる王振が、青史に名譽ある名を留めた宦官のことを全く知らなかったとは思えない。鄭和や亦失哈は、永樂から宣徳時代にかけて活躍した人々であり、王振は、むしろかれらの活躍を直接目撃さえしているであろう。重ねて言う、人間の常として、富や地位を得たものが、次に手中にしたがるものは、名譽である。ふたりと並ぶもののない權力を掌中におさめた王振にとっても、あと缺けるものは名譽であった。しかも、歴史に名を留めるような名譽であった。王振の生年が不明なので、正統十四年當時の年齢がつかめないが、永樂帝の御世に青年時代をおくったとしたら、正統十四年ごろはかなりの老境にさしかかり始めていたのではなからうか。とすると、はた目には滑稽なほど名譽に執着せざるをえない心理が理解しえないこともない。王振が、武をもって歴史に名を留めた鄭和や亦失哈に比肩する名譽に拘泥した

としても、勿論、王振に軍事的才能があったとは思えず、その方面は全く素人であったであろう。しかし、王振の目的は、個々の戦略・戦術において巧者としての武名を擧げることではなく、この親征自體を立案・實行した最大の功勞者として、その果實を手中にすることにあったのであるから、王振自身、武をもって青史に名譽を留めようという思いに驅られたとしても、それほど不思議なことではない。かくして、英宗親征の成功の暁には、英宗は永樂帝の蒙古遠征をも凌ぐ名譽を獲得し、王振は鄭和・亦失哈と比肩すべき名譽ある名を青史に留めることができる、そのように王振は皮算用したのではなからうか。王振にとっての功をたてることの意味は、以上のごとくであり、そのためには正統十四年七月の瓦刺の對明侵寇は、絶好の機會ですらあった。そして、この英宗親征に成功して意氣揚々と凱旋し、蔚州にある邸宅に英宗を奉じて、自分の故郷に錦を飾るといのが王振の描いていたシナリオであったのであろう。そのためには、瓦刺の對明侵寇は、王振の野望を實現するうえで必要缺くべからざる小道具であったことになる。

ところで、王振の權力集中化と明・瓦刺關係の惡化とは、同時進行的であり、それらが交錯するのが、土木の變であつたわけであるが、それでは、對瓦刺關係の深刻化を全く知らずに、また王振は何の準備もなく、ただ無謀に英宗の親征を畫策・強行したのであろうか。王振は、立場上瓦刺情勢に通曉していたにちがいない。周知のように、永樂帝によってひらかれた、宦官重用の道は、宣宗にも踏襲され、宦官が書記官として登用されたばかりでなく、皇帝の側近にあつて、國政に容喙する機會をも與えられることになった。すなわち、内閣から票擬を附して皇帝のもとに送られて來るすべての文書は、司禮監という宦官の機關で處理されるようになったから、司禮監にいる宦官は、内閣の意見をも掣肘できる立場にいたことになるが、<sup>(24)</sup>そのことは、逆にいえば、皇帝のもとに送られて來るあらゆる情報を知り得る立場に立っていた譯でもある。王振は、かかる司禮監の太監であつたのである。したがつて、王振は、瓦刺情勢にしても、そしてまた瓦刺の侵寇に對する明の邊境防備體制の脆弱・無能などの情報にしても、逸速く知り得たはずであるが、それにも拘わらず、英宗の親征を決行するに至つたのは、一人よがりの思い込みであつたとしても、よくよくの思いに驅られたからであつたので

あろう。萩原氏は、かかる王振の進めた英宗の親征が無謀であったと強調されるが、これは土木の變での覆滅という嚴然たる事實を前提とした結果論であつて、この結果が、王振自身も、全く勝算なくして、それでもむやみに英宗の親征を行つたことをも意味する譯ではないのである。

上記したように、正統十四年七月における英宗の親征において、王振が、自ら師父をもつて任ずる英宗を永樂帝に準ずるべく、自らを鄭和・亦失哈に比肩すべく目論んだとしたら、親征は瓦刺と對決するばかりではなく、絶対に勝利せねば何の意味も價值もないことは、王振自身が最も強く自覺していたことであらう。瓦刺を凌駕し、完全な勝利をうるためには、大軍の動員・編成が絶對的な必要事項であつた。そのように考えてくると、京營を組成する在京の京衛と番上のために上班した在京の衛所だけでは、數十萬という大軍を動員・編成するうえでは、當然兵力の不足という問題が起きて來よう。その結果、元來班軍の任務のない衛所、しかも必ずしも京師に近接しているとはいえない地域の衛所まで動員し、大軍を編成しなければならぬということになつたものごとく考えられる。現に、班軍機能を有しない衛所が、英宗の親征軍に含まれてゐたことは、さきに述べた通りであるが、この事實を踏まえて言えば、かかる性格の衛所まで含めて大軍を編成するためには、ある程度それに要する時間的餘裕が必要であり、現にその餘裕があつたことを物語つてゐるとはいえないだらうか。實際問題として、瓦刺の對明侵寇は、七月十一日におこり、その日のうちに親征の議があり、十六日には親征軍は京師を進發した。兵員を動員するために、最低限必要なことは、編成・裝備・武器ならびに兵糧の調達、その他もろもろの準備である。動員する軍事力が大きければ大きいほど、その準備に要する日子も大きいことになる。それにもかかわらず、瓦刺の對明侵寇からわずか五日後に親征軍が進發したことは、かかる準備をすでに済ませていたことを意味するのではなからうか。『明實錄』にみえる蒙古關係史料を網羅した『明代滿蒙史料（蒙古篇）』（京都大學文學部、一九五五年）に未收載のため、見逃されているが、正統十四年七月庚寅、つまり瓦刺の對明侵寇の翌日（十二日）にかかる記事として、

命じて、在京の五軍神機三千等の營の官軍の操練する者には、人ごとに銀一兩・胖襖袴各一件・翰鞋二雙・行糧一月・作炒麥三斗を賜う。兵器は共に八十餘萬なり、又三人毎に驢一頭を給せられ輜重を負わせらる。把總都指揮には人ごとに鈔五百貫を加賜す。

というのがある。この記事中には、瓦刺とか、蒙古とか、也先という文言が全然見えないために『明代滿蒙史料』には著録されなかったのであろうが、これはまぎれもなく英宗の親征に關する記事と言わなければならない。英宗の親征軍の中核をなしたのは、ここに見える五軍・神機・三千營のいわゆる三大營であり、これに諸々の裝備化・八十萬という兵器の調達・行軍手當とも言うべき行糧一箇月の支給、がなされていることは、この三大營に出軍命令が下ったことにもなる處置かと思われる。この正統十四年七月十二日に出軍命令が下るとしたら、それはいかなるための出軍であらうか。答えはひとつ。昨十一日、瓦刺の對明侵寇の報に接したからである。さきにも述べたように、京營は、かかる三大營によって構成された行軍組織であり、その兵員は在京の京衛と外衛の番上軍とで組成されたのであり、これが英宗の親征においても、その基本的な軍事組織となった。土木の變をきっかけに京營制度が大きく改變されるが、それはこの三大營すなわち京營が、當該事變で大打撃を被ったからである。したがって、上記の記事中にみえる出軍命令の下った三大營とは、この一箇月後にかかる不運にあり京營にほかならないのである。

正統十四年七月庚寅の條にかかげる京營記事を右のように理解すると、さきに掲引した七月甲午の條にみえる「車駕、京師を發し親征す。是の擧たるや、司禮監太監王振、實は内に勸め成る。故に群臣、合章して諫止すと雖も、上皆な納れず。命下りて二日を踰れば即ち行く。扈從せる文武吏士皆な倉猝に道に就くと云う。」にいう「命下りて二日を踰れば即ち行く」の文言が、官僚たちの反對表明が十四日、出發が十六日という日程と符合し、その意味するところが鮮明になる。單獨に「命下踰二日即行」という文言をみれば、なんの準備もなく、極めて早々に無謀にも親征軍が進發したというような理解のでてくる餘地もないことはないが、この記事と庚寅の條にみえる「行糧一月」・「兵器八十餘萬」といったような準備

狀況を併せて考えると、逆に、すでに瓦剌征討のための親征軍は、出軍準備を完了し、ゴースインが出るだけの状態であったからこそ、電光石火のごとき反應を示したのではないかとの考えも生れて來るのである。明・瓦剌關係の惡化とそれに對する明の邊境防衛態勢の強化がしきりに獻策されている當時の事情を勘案すれば、七月十一日の瓦剌の侵寇は、明にとっても必ずしも全く豫想しえなかつた寢耳に水のことではなかつたし、したがつて、親征軍の組成も、十一日の侵寇によつて初めて、きわめて早々の間に慌ただしく無計畫に實行されたものではなかつたといえるのである。いま一度、瓦剌の對明侵寇以後の明の動向をみると、十一日に侵寇、その日のうちに親征が議され、翌十二日に出軍命令が下され、十四日に吏部尙書王直が廷臣を率いて親征に反對したが、英宗はその反對論を退けて、十六日に親征軍は出發したのである。このような明の動向をみると、親征は瓦剌の對明侵寇のその日（十一日）に決定したごとくであり、十四日に王直らが親征反對を表明したのは、すでに出軍命令の下されてから二日経つた後であつた。このように王直らの反對意見がおきるまで二日の時間差があることは、英宗—王振ラインの親征決定がいかに素早かつたかを物語っているが、しかし、大軍の動員・編成についても祕密裡に行われていたわけではないであらう。元來、班軍番上軍を出さない衛所からの動員、一人當たり一箇月分という支給によつて生じる行糧の膨大な絶対量とその準備、八十萬という大量の武器の調達、これらのどれひとつをとつても、兵部尙書鄜陝の協力なしにはなしうることはないからである。王直らの親征反對意見に對して、英宗は、

卿等の言う所、皆な忠君愛國の意なり、但だ虜賊天に逆い恩に悖り、已に邊境を犯し、軍民を殺掠す。邊將累りに兵の救援を請う。朕親ら大兵を率い、以つて之を勦せざるをえず。<sup>(25)</sup>

とのべ、まさかこの一箇月後に己の運命が暗轉しようとは夢想だにせず、十六日親征の途にいたが、その建前はともかく、英宗は、本音の部分では、なぜ親征する氣になつたのであらうか。前引『英宗實錄』正統十四年七月甲午の條に「車駕、京師を發し親征す。是の擧たるや、司禮監太監王振、實は内に勸め成る。」とあるのをみれば、王振が、英宗を口説いたことは間違いないが、口説かれて英宗がその氣になつたのは、永樂帝に勝るとも劣らぬ、瓦剌擊滅という、明・蒙關係

史上特筆すべき偉大なる名譽に幻惑されたためではなからうか。しかし、とはいえ、それが五分五分というような極めて大きなリスクを背負ったものならば、いくら名譽に目が眩んだとしても、英宗が敢えて親征を決断したとは思われない。現に、七月十五日には、大同總督軍務西寧侯宋瑛・總兵官武進伯朱冕・左參將都督石亨・監軍太監郭敬等の率いる明軍が陽和後口で瓦剌軍と戦つて全滅し、宋瑛・朱冕は戦死、郭敬は草むらに隠れて死を免れ、石亨は命からがら逃げ歸るといふ無残なる敗北を蒙つたのであるが、<sup>(26)</sup>かかる敗戦の知らせも、當然英宗の耳に届いたであらう。そのようなリスクな状況にありながら、しかし、それでも英宗が親征を決行したのは、五十萬とも稱せられる數の力を背景にすれば、いとも簡単に瓦剌軍を一蹴し、瓦剌を撃滅できると絶對的に確信していたからであらう。

### む す び

悲劇の發端——英宗の親征軍とはどのようなものであつたか、ということを考えるとき、七月十一日瓦剌の對明侵寇發生、同日親征の議あり、十二日出軍命令下る、十四日吏部尙書王直ら親征反對を表明、十六日親征軍出發、という過密の日程だけを見れば、この親征軍は、いかにも倉卒で無計畫的なものであつたと、一般的に言われているような見方が出て來ることは、何ら不思議なことではない。しかしながら、この過密の日程については、別な見方もできよう。つまり、これだけ短期間に出兵できたということは、すでに相當用意周到な準備がなされていたからこそ可能であつたのではないか、という見方もまたできるのではないかと考えられるからである。このような見方を根據づける理由としては、第一には、京營を主體に編成された親征軍において、京營を組成すべき外衛の班軍番上軍以外に、本來班軍番上軍を有しない衛所、つまり京營組成にかかわらない衛所が含まれていたこと、第二には、七月十二日出軍命令が下つたとき、それと同時に諸々の裝備化・八十萬の兵器の調達・行糧一箇月の支給などがなされていること、が擧げられる。これら衛所官・衛所軍の調撥や物資の調達は、時間的にも物理的にも唐突にしかも短期間になしうるものではない。この時點までに、か

なりな日子を要しての準備があつてこそ初めて可能であつたであらう。それが何のために準備されたかといえ、王振は鄭和や亦失哈に比肩すべき名譽を手中にするため、英宗は永樂帝の明蒙關係史上の偉業に匹敵する瓦剌擊滅という偉大な名譽に幻惑されたためであつたと思われる。このため、正統九年以降、明・瓦剌間の關係惡化の過程で、絶對的に勝利を得るための、大規模な親征軍組成のために、京營にかかわりのない衛所・衛所官軍も動員して、準備していったのである。したがって、正統十四年七月における瓦剌の對明侵寇の發生は、本來なら、英宗・王振にとつては、偉大なる名譽を手にする絶好の機會のほゞであつた。しかし、そのような目論見がもの見事にはずれて、この親征軍は、周知のように、土木堡で大敗北を喫したのであつた。

## 註

- (1) 和田清「兀良哈三衛に關する研究(下)」(『東亞史研究(蒙古篇)』東洋文庫、一九五九年、原載『滿鮮地理歴史研究報告』第十三、一九三二年)、萩原淳平「土木の變前後」(『東洋史研究』第十一卷第三號、一九五二年、のち『明代蒙古史研究』同朋舍、一九八〇年に收録)、吳智和「明代正統國變與景泰興復」(『史學叢刊』第八期、一九七七年)、同「土木之變」後明朝與瓦剌之交涉」(『明史研究專刊』第三期、一九八〇年)、同「明景帝監國登極時期居庸紫荆兩關之城防」(『明史研究專刊』第五期、一九八二年)。
- (2) 「靖難の役における燕王麾下の衛所官について」(『中央大學文學部紀要』史學科第三五號、一九九〇年)、「靖難の役後における燕王麾下の衛所官について」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、一九九〇年)、「靖難の役における
- 建文帝麾下の衛所官について」(『中央大學人文科學研究所紀要』第十一號、一九九〇年)。
- (3) 中國第一歴史檔案館編著『中國第一歴史檔案館館藏檔案概述』(檔案出版社、一九八五年)三四頁。
- (4) 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(『中央大學文學部紀要』史學科第三四號、一九八九年)。
- (5) 拙稿「明代衛所の舍人について」(『中央大學文學部紀要』史學科第三一號、一九八六年) 參照。
- (6) 和田清「明初の蒙古經略」(『東亞史研究(蒙古篇)』東洋文庫、一九五九年、原載『滿鮮地理歴史研究報告』第十三、一九三二年) 六八―七五頁。
- (7) 山崎清一「明代兵制の研究(一)」(『歴史學研究』第九三號、一九四一年) 二一―三二頁。

- (8) 拙稿「明代班軍番上考」(『中央大學文學部紀要』史學科第二二號、一九七七年)一三四頁。
- (9) 青山治郎「明代における京營の形成について」(『東方學』第四二輯、一九七一年)六四頁。
- (10) 拙稿「明代班軍番上考」(前掲)。
- (11) 拙稿「靖難の役後における燕王麾下の衛所官について」(前掲) 参照。
- (12) 拙稿「明代班軍番上考」(前掲)、「明代班軍番上考」(一)、「軍事史學」第十六卷第四號、一九八一年、「同」(二)、「史正」第十一號、一九八一年、「同」(三)、「歴史における民衆と文化―酒井忠夫先生古稀祝賀記念論集―」國書刊行會、一九八二年) 参照。
- (13) 拙稿「明代班軍番上考」(前掲)。
- (14) ただし、南直隸における京操軍調撥の衛所の數は、正統十四年八月の土木の變後調撥せられるようになった揚州・淮安兩府所在の衛所もふくまれている。詳しくは拙稿「明代班軍番上考」(前掲) 参照。
- (15) 以下の衛名列舉にあたっては、『大明官制』によった。なお、版本間における衛名の異同については、拙稿「明代班軍番上考」(前掲) 参照。
- (16) 拙稿「明代班軍番上考」(前掲) 参照。
- (17) 英宗が諸臣の諫阻を振り切って親征した日附について、和田清氏は七月十七日とされているが(前掲「兀良哈三衛に関する研究」(下)「三〇七頁」、これは前日の七月十六日のことではないだろう)。親征軍の出發をつたえる『英宗實錄』の

記事は、七月甲午の條に掲げてあり、本年の七月一日は己卯であるから、甲午は十六日になる。また、土木の變後の英宗の歸還をめぐる明と瓦剌の交渉過程において、明から數次の使者が瓦剌に派遣されたが、その一人であった李實の遣使記録である『北使錄』の冒頭部分にも、「太監王振、竊に國柄を弄し、上に迤北に出征せんことを請う。吏部尙書王直及び大小の羣臣、極諫するも、從わず。この秋七月十六日、上躬ら六軍を率いて起行し、往きて虜の罪を征す。」とあるから、親征軍の出發は七月十六日とすべきであろう。なお、李實については、現在準備中の『李實題本』考―土木の變の研究によせて―(假題)で詳述する豫定である。

- (18) 和田、同右、三〇二頁参照。
- (19) 『英宗實錄』正統十二年十一月丁未の條。
- (20) たとえば、愛宕松男・寺田隆信『中國の歴史第6巻元・明』(講談社、一九七四年)三〇二頁。
- (21) 萩原淳平『明代蒙古史研究』(同朋舎、一九八〇年)八〇―八二頁。
- (22) 萩原淳平「明代中期における北方防衛と銀について」(『東方學』第十六輯、一九五八年)七七頁。
- (23) たとえば、田村實造『世界の歴史9 最後の東洋的社會』(中央公論社、一九六八年)六八頁。
- (24) 愛宕・寺田、前掲書、三〇〇頁。
- (25) 『英宗實錄』正統十四年七月壬辰の條。
- (26) 同右、正統十四年七月癸巳の條。

資料表

No	當事者名	出身地(省名)	所屬衛所名	職名	年齢	新舊の區別	參軍記事	典據
1	楊昇	樂亭縣(北直隸)	雲川衛左所	百戶	五〇	新官	征進未回	雲川衛選簿、楊鎮の條
2	寧興	宣平縣(山後人)	〃	〃	〃	〃	〃	寧文の條
3	楊喜	蒲圻縣(湖廣)	雲川衛中所	〃	〃	〃	〃	楊福の條
4	趙鑑	河閒縣(北直隸)	〃	〃	〃	〃	〃	趙銳の條
5	劉旺	豐潤縣(北直隸)	雲川衛前所	〃	〃	新官	〃	劉宗の條
6	孫榮	邳州(南直隸)	雲川衛後所	〃	十七	〃	〃	孫大經の條
7	翟旺	番河縣(山東)	〃	副千戶	〃	〃	〃	翟寶の條
8	潘海	興化縣(南直隸)	雲川衛	指揮使	〃	〃	〃	周桂の條餘白
9	信廣	新城縣(北直隸)	雲川衛左所	副千戶	〃	新官	〃	〃
10	趙亨	番河縣(山東)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	李英	陽信縣(山東)	〃	百戶	〃	〃	〃	〃
12	張宣	武定州(山東)	雲川衛右所	副千戶	〃	〃	〃	〃
13	曹榮	〃	〃	〃	〃	新官	〃	〃
14	邢福	〃	雲川衛中所	正千戶	六〇	〃	征傷	〃
15	獅義	山後人	〃	副千戶	〃	〃	征進未回	〃
16	田祥	滕縣(山東)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
17	張深	玉田縣(北直隸)	雲川衛前所	〃	〃	〃	〃	〃
18	許賢	無爲州(南直隸)	平涼衛右所	〃	〃	〃	〃	平涼衛選簿、花錦の條餘白
19	金全	崑山縣(南直隸)	平涼衛後所	〃	〃	〃	〃	張樂の條餘白
20	劉旺	寶坻縣(北直隸)	鎮虜衛中所	〃	〃	新官	〃	鎮虜衛選簿、劉珪の條

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
劉福	于旺	王政	陳旺	馬斌	廖聚	楊春	王富	張忠	盛英	張安	秦貴	曹勇	韓旺	趙福	胡通	溫順	李慶	袁勝	周讓	蔡敬	薛安	陳旺
山後人	東阿縣(山東)		舒城縣(南直隸)	江陵縣(湖北)	仁和縣(浙江)	撫寧縣(北直隸)	成安縣(北直隸)	邳州(南直隸)	香河縣(北直隸)	寶應縣(南直隸)	蠡縣(北直隸)	懷寧縣(南直隸)	臨淮縣(南直隸)	利津縣(山東)	遵化縣(北直隸)		清江縣(江西)	高郵州(南直隸)	懷寧縣(南直隸)			桐城縣(南直隸)
〃	〃	〃	瀋陽左衛右所	瀋陽左衛左所	河州衛前所	永平衛中左所	〃	瀋陽左衛	忠義左衛左所	瀋陽左衛後所	壽州衛	瀋陽左衛	〃	〃	鎮虜衛後所	鎮虜衛中所	〃	〃	〃	鎮虜衛右所	鎮虜衛	鎮虜衛後所
副千戶	〃	正千戶	總旗	百戶	〃	正千戶	〃	指揮僉事	〃	正千戶	指揮同知	指揮使	百戶	副千戶	正千戶	副千戶	百戶	〃	副千戶	百戶	指揮僉事	〃
															六六	四四						五〇
	舊官				新官						新官			新官			新官		新官			新官
〃	〃	征進未回	征傷	征進未回	〃	〃	征進未回	迤北失陷	土木征傷	〃	〃	〃	〃	征進未回	征傷	〃	〃	〃	〃	征進未回	征傷	迤北征進失陷
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	林贊の條餘白	陳寶の條	吳邦祿の條餘白	廖英の條	楊文察の條	常文の條餘白	張虎の條	盛忠の條	張倫の條	秦傑の條	張文龍の條餘白	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鎮虜衛選簿、陳璽の條
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	原從憲の條餘白

63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	
張庸	吳能	張貴	謝忠	楊青	翁海	白璽	田廣	謝榮	高敬	張璉	廖成	胡忠	張禮	武海	賈能	蘇名	王禮	左遞州	丘廣	
昌平州(北直隸)	合肥縣(南直隸)	大興縣(北直隸)	沔陽州(湖廣)	定興縣(北直隸)	武進縣(南直隸)	〃	山後人	南昌縣(江西)	灤州(北直隸)	南宮縣(北直隸)	潛山縣(南直隸)	〃	信縣(?)	陳州(河南)	陽曲縣(山西)	〃	〃	三河縣(北直隸)	合肥縣(南直隸)	
義勇右衛中所	寬河衛中所	瀋陽右衛中所	瀋陽右衛左所	保定後衛後所	甘州中衛後所	燕山左衛	義勇後衛左所	靖海衛右所	瀋陽左衛後所	寬河衛左所	〃	〃	瀋陽左衛前所	常護衛	瀋陽左衛中所	平陽衛前所	平陽衛中所	大寧前衛前所	騎驍右衛後所	
百戶	正千戶	副千戶	〃	〃	百戶	指揮使	〃	百戶	副千戶	〃	百戶	副千戶	正千戶	總旗	〃	〃	百戶	總旗	百戶	
									二六								六〇			
新官	新官							新官									新官		舊官	
〃	迤北陣亡	〃	〃	〃	〃	〃	征進未回	迤北未回	迤北征傷	征進回還	〃	〃	〃	征進未回	北征陣亡	征進未回	征進未回	征進未回	迤北未回	土木陣亡
明代遼東檔案滙編下、一一七七頁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	瀋陽衛選簿、丘鎮の條
	、吳承勳の條	、張暉の條	、李應文の條餘白	、楊傑の條	、翁浩の條	、白昂の條	、田耕の條	、謝宸の條	、麻一臣の條餘白	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、

**ZHENGTAO DUDU 征討都督 IN THE LIANG 梁  
OF THE SOUTHERN DYNASTIES**

OBI Takeo

Zhengtao dudu has generally been considered to be a shortened form of subjugating commander-in-chief of military affairs (dudu zhengtao zhujunshi 都督征討諸軍事). In this paper, this title will be used as a general term, including all the variants of dudu zhengtao zhujunshi. In order to clarify the role of the zhengtao dudu in the Liang, I have analyzed the historical materials for zhengtao dudu and related matters.

Zhengtao dudu was a temporary military title for the commander of a subjugating army. In the case of major military actions, whether against foreign powers or internal foes, beyond the abilities of a regional inspector (zhou-cishi 州刺史), a zhengtao dudu was appointed and dispatched. The zhengtao dudu could command both central and local troops necessary for the campaign. A zhou-cishi with the military title of commander-in-chief of regional military affairs (dudu zhouzhujunshi 都督州諸軍事) was in a favorable position to organize a subjugating army, thus strengthening his functions as zhengtao dudu. Basically, the style of the zhengtao dudu in the Liang of the Southern Dynasties succeeded to the tradition started in the Eastern Jin 東晉.

**THE TUMU 土木 INCIDENT  
AND THE IMPERIAL EXPEDITIONARY  
FORCE OF YINGZONG 英宗**

KAWAGOE Yasuhiro

On 16 July 1449, only five days after an offense by the Oirat 瓦剌 Mongols, an expeditionary force led by the emperor YingZong was launch-

ed. While this expedition may seem hasty and extremely ill-organized, for the following two reasons, one may argue that the reason why the emperor was able to advance so quickly was due to adequate preparation. First, in addition to the capital rotational troops (banjunfanshangjun 班軍番上軍) which should have comprised the capital garrison 京營, the core of the imperial expeditionary force, there were also troops from other garrison units 衛所, unrelated to the capital garrison, included among the expeditionary force. Secondly, at the same time that the order to advance was given on 12 July, the equipment for the expeditionary force, arms for 800,000 troops, and provisions for a month were made ready. The requisition of garrison officers and soldiers and the procurement of materials could not have been accomplished in a matter of days; a period of preparation was necessary. The most important reason for this preparation seems to be that Wang Zhen 王振 wished for fame rivaling that of Zheng He 鄭和 and Yishiha 亦失哈, and that Yingzong wished to match the achievements of the Yongle 永樂 emperor and his exploits against the Mongols.

**POLITICS DURING THE REIGNS OF THE  
EMPERORS WENDI 文帝 AND MINGDI 明帝 OF  
CAO-WEI 曹魏 DYNASTY AND TRENDS AMONG  
THE GENTRY**

—An Examination of Chen Qun 陳羣 and Sima Yi 司馬懿—

SATO Tatsuro

The Cao-Wei dynasty is recognized as an epochal period in the Chinese history, and the period has often been considered in such a light by scholars. While many studies have concentrated upon either the earlier or the later reigns of the dynasty, little attention has been given to the middle period—the reigns of Wendi and Mingdi. In this paper, I throw light on the political history of this period in an attempt to remedy this lack in previous studies.